***訓練校運営要綱（又は訓練校校則）***

*訓練校（施設）の運営に関し、訓練校関係者、派遣元事業主及び訓練生が共同の意識*

*をもち、円滑かつ適正な運営を確保するために必要な定めを設置するものです。*

*普通課程の普通職業訓練における標準的な例を示すと次のとおりです。*

○　○　職　業　訓　練　校　運　営　要　綱　（　例　）

（目的）

第１条　　この要綱は、○○組合定款（規約）に基づいて設置された○○職業訓練校（以下「訓練校」という。）の運営について必要な事項を定める。

（組織）

第２条　　本校の組織は、次に定める機関により構成する。

　　　　一　運営委員会

　　　　二　校長

　　　　三　事務局

　　　２　運営委員会には、委員長及び委員を置く。

　　　３　事務局には、事務局長及び事務局職員を置く。

（任免）

第３条　　前条に定める運営委員長及び運営委員並びに校長は、○○組合定款第○○条に定める理事長（以下「理事長」という。）が任免する。

　　　２　前条に定める事務局長及び事務局職員は、校長が任免する。

（職務）

第４条　　理事長は、訓練校の運営を統括する。

　　　２　運営委員会は、次の業務を所掌する。

　　　　一　職業訓練の基本計画及び実施計画に関すること。

　　　　二　職業訓練に関する歳入歳出予算に関すること。

　　　　三　職業訓練の実施細目の作成に関すること。

　　　３　校長は、理事長の命を受け、訓練校に関する教務及び事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

　　　４　事務局長は、校長の命を受け、訓練校に関する事務（及び教務）を処理し、所属職員を指揮監督する。

５　事務局職員は、上司の命を受け、訓練校に関する事務（及び教務）に従事する。

（訓練基本計画）

第５条　　運営委員会は、職業訓練の基本計画を策定するときは、予め理事長及び校長の意見を聞かなければならない。

　　　２　運営委員会は、職業訓練の基本計画を策定したときは、理事長及び校長に提出しなければならない。

（実施計画等）

第６条　　運営委員会は、次年度の職業訓練の実施計画、歳入歳出予算及び実施細目について、予め理事長及び校長の意見を聞いて、毎年○月○日までに作成しなければならない。

　　　２　運営委員会は、前項に定める職業訓練の実施計画、歳入歳出予算及び実施細目を作成したときは、毎年〇月○日までに理事長及び校長に提出しなければならない。

（運営委員会の招集）

第７条　　運営委員会は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

　　　２　定例会は、毎年○月に招集する。

（訓練）

第８条　　本校において実施する訓練は、○○職業訓練〇〇課程〇〇科とする。

（訓練生定員）

第９条　　訓練生の定員は○○名とする。

（訓練期間）

第10条　訓練の期間は１年とし、１訓練年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（訓練時間）

第 11 条　訓練時間は、午前○時○分から午後○時○分までとする。

（訓練時限表）

第 12 条　訓練の時間割については、別表のとおりとする。

（設備・教材）

第 13 条　訓練のために使用する設備及び教材は、職業訓練の実施計画に対応したものでなければならない。

　　　２　校長は、訓練生に対し、訓練に必要な設備及び教材を使用させ若しくは、貸与し、又は支給する。

（入校願）

第 14 条　訓練校に入校しようとする者は、別に定める日までに入校願を校長に提出しなければならない。

（入校決定）

第 15 条　校長は、別に定める入校選考基準に従って入校選考を行い、入校者を決定する。

（入校手続）

第 16 条　入校が決定された者は、別に定める日までに、入校手続きを行わなければならない。

　　　２　前項に定める手続きを行わない者は、入校を放棄したものとみなす。

（入学金等）

第 17 条　入学金、維持経費及び事業主負担金は、別に定める。

（遵守事項）

第 18 条　訓練生は、別に定める訓練生心得を遵守し、相互に親睦を図り、技能の習得・向上に努めなければならない。

（訓練生の除籍）

第 19 条　校長は、訓練生が長期に無断欠席し、出席の催告に応じないときは、除籍することができる。

（訓練生の退校）

第 20 条　校長は、訓練生から退校の申し出があったときは、事業主の意見を聞いた上で退校を承認することができる。

　　　２　校長は、訓練生が訓練校の秩序をみだしたとき又は、訓練校の設備物品を故意に亡失、き損したとき、その他訓練生として不適当であると認めたときは、理事長の意見を聞いて、退校を命ずることができる。

（試験）

第 21 条　校長は、訓練生の知識、技能の進度を把握するため、各教科について、訓練年度につき１回以上の試験を行わなければならない。

　　　２　校長は、試験の結果によっては、補講を行い訓練生の技能水準の維持向上を図らねばならない。

（技能照査）

第 22 条　理事長は、訓練の修了前２ヶ月の間に職業能力開発促進法第21条に定める技能照査を行わなければならない。

　　　２　技能照査の実施に関し必要な事項は別に定める。

（技能照査の合格証書）

第 23 条　理事長は、前条に定める技能照査に合格した者に技能照査合格証書を交付する。

　　　２　技能照査合格証書の様式。その他必要な事項は、別に定める。

（修了者の資格）

第 24 条　修了者の資格は、当該訓練生の訓練受講時間数が総訓練時間数の80パーセント以上で、かつ系基礎学科、専攻学科、系基礎実技、専攻実技について、それぞれの訓練時間80パーセント以上であって、その上保有している技能の程度が修了に値すると認められた者を修了者とする。

　　　２　前項に定める技能の程度は、第21条に定める試験の結果又は第22条に定める技能照査の結果を参考として判定する。

（修了証書）

第 25 条　理事長は、前条第１項に定める修了者に修了証書を交付する。

　　　２　修了証書の様式、その他必要な事項は別に定める。

（表彰）

第 26 条　理事長は、訓練成績が優秀で、かつ、日常生活において品行方正で他の模範であると認められる訓練生を表彰することができる。

（証明書）

第 27 条　理事長は、訓練生又は訓練生であった者に対し、次の証明書を発行することができる。

　　　　一　身分証明書

　　　　二　成績証明書

　　　　三　その他身分及び資格に関する証明書

　　　２　理事長は、訓練生であった者から申請があったときは、修了証明書を発行しなければならない。

（各種届出書）

第 28 条　校長は、訓練生が訓練期間中次の各号の一つに該当するときは、それぞれ届出書又は願い出を提出させるものとする。

　　　　一　住所又は氏名を変更したとき　　住所・氏名変更届

　　　　二　退校したとき　　　　　　　　　退校願

　　　　三　各種証明書の交付を受けたとき　証明書交付願

　　　　四　その他必要と認められるとき

（委任）

第 29 条　この要綱に定めるもののほか、訓練校の運営について必要な事項は校長が別に定める。

（附則）

　　　この要綱は、〇〇年〇月○日から施行する。

別表　訓練時間割（集合訓練）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 時　　　間 | 開　　　始 | 終　　　了 |
| １ | 時　　　分 | 時　　　分 |
| 休　 憩 | 時　　　分 | 時　　　分 |
| ２ | 時　　　分 | 時　　　分 |
| 休　 憩 | 時　　　分 | 時　　　分 |
| ３ | 時　　　分 | 時　　　分 |
| 休　 憩 | 時　　　分 | 時　　　分 |
| ４ | 時　　　分 | 時　　　分 |
| 休　 憩 | 時　　　分 | 時　　　分 |
| ５ | 時　　　分 | 時　　　分 |
| 休　 憩 | 時　　　分 | 時　　　分 |
| ６ | 時　　　分 | 時　　　分 |